

羽衣国際大学 競争的研究資金の適正な運営・管理に関する規程

規程番号 793-02

平成28年10月1日 制定

平成28年10月1日 施行

令和4年6月10日 一部改正・施行

目 次

第1条	(目的)
第2条	(定義)
第3条	(責任と権限)
第4条	(相談窓口)
第5条	(旅費・謝金等の事実確認)
第6条	(物品検収)
第7条	(換金性の高い物品の管理)
第8条	(取引業者からの誓約書提出)
第9条	(リスクアプローチ監査)
第10条	(内部監査)
第11条	(告発窓口)
第12条	(不正行為)
第13条	(疑義の裁定)
第14条	(規程の改廃)

(目的)

第1条 この規程は、文部科学省の「研究機関における競争的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（平成19年2月15日文部科学大臣決定）及び「研究機関における競争的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）の改正」（令和3年2月1日改正）の趣旨や内容を踏まえ、羽衣国際大学（以下「本学」という。）において競争的資金を中心とした公募型の研究資金（以下「競争的資金等」という。）の取扱いに関して、適正に運営及び管理するために必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において競争的資金等とは、次のものをいう。

- (1) 研究者が研究課題を設定して研究費を申請し、資金配分機関の審査を経て研究費が交付される基金及び補助金。
 - (2) 資金配分機関が研究課題を設定し、それに応募した研究者が審査を経て採択され、当該研究者の所属機関との間で委託契約が結ばれる委託費。
- 2 この規程において「研究者等」とは、本学の教職員及び名誉教授、その他の本学の競争的資金等の運営及び管理に係る全ての者をいう。
- 3 この規程において「不正」とは、競争的資金等の不正な使用をいう。

(責任と権限)

- 第3条 本学における競争的資金等を適正に運営及び管理するために最高管理責任者、統括管理責任者、コンプライアンス推進責任者、コンプライアンス推進副責任者、部局責任者、事務管理責任者を置く。
- 2 最高管理責任者は、本学全体を統括し、研究者等の競争的資金等の運営・管理についての最終的な責任及び権限を有し、学長がその任に当たる。
 - 3 最高管理責任者は、不正防止対策の基本方針を策定・周知するとともに、必要な措置を講じる。
 - 4 統括管理責任者は、最高管理責任者を補佐し、研究者等の競争的研究資金の執行・管理についての全体を統括する実質的な責任及び権限を持つものとし、大学事務局長がその任に当たる。
 - 5 統括管理責任者は、不正防止対策の基本方針に基づき、具体的な対策を策定・実施し、その状況を最高管理責任者に報告する。
 - 6 コンプライアンス推進責任者とは、研究者等の公正な研究活動、並びに競争的資金等の不正防止の

ための取組・教育の推進を図るものとし、学術情報委員長がその任に当たる。

- 7 コンプライアンス推進責任者は、不正防止対策の実施状況を確認し、実施状況を最高管理責任者及び統括管理責任者に報告する。
- 8 コンプライアンス推進責任者は、不正防止のためのコンプライアンス教育の方針・内容を精査した上で、競争的資金の運営・管理に関わる全ての構成員に当該教育を行い、その受講状況を管理・監督するとともに、不正を発生させる要因を把握し、不正防止に努めなければならない。
- 9 コンプライアンス推進責任者を補佐し、競争的資金等の運営及び管理・執行、コンプライアンス教育の策定・執行などの日常的な管理・監督を行うものとして、コンプライアンス推進副責任者を置き、学術情報・地域連携課課長がその任に当たる。
- 10 部局責任者は、統括管理責任者及びコンプライアンス推進責任者を補佐し、競争的研究資金の執行・管理、並びにコンプライアンス教育の執行、不正防止計画の推進を遂行する部局を統括し、実質的な責任及び権限を持つものとし、学術情報・地域連携課課長がその任に当たる。
- 11 事務管理責任者は、部局責任者を補佐し、競争的研究資金の適正な執行・管理及び研究者の研究遂行に関する事務手続きについての責任及び権限を持つものとし、学術情報・地域連携課課長補佐がその任に当たる。

（相談窓口）

第4条 研究者等の競争的研究資金の執行・管理及び事務処理手続きについて、学内外からの相談を受け付けるために、相談窓口を学術情報・地域連携課に置く。

- 2 相談窓口責任者には、部局責任者を充てる。

（旅費・謝金等の事実確認）

第5条 旅費・謝金等研究費の執行に係る事実確認は、学術情報・地域連携課が担当する。

- 2 事実確認にあたっては、事務管理責任者を責任者とし、競争的研究資金の事実確認処理の実質的な責任と権限を有する。

（物品検収）

第6条 競争的研究資金での物品購入等の購入に際しては、発注段階で支出財源の特定を行い、予算執行の状況を遅滞なく把握することを要し、物品発注段階で支出財源を見積書の欄外に明記するよう、研究者等は業者に指示を行う必要がある。

- 2 物品の購入に係る検査を適正に実施するため、納品時に検収を要するものとし、学術情報・地域連携課が検収を行う。

（換金性の高い物品の管理）

第7条 換金性の高い物品については、研究者は競争的研究資金等で購入したことを学術情報・地域連携課に明示し、それら物品の所在を記録・管理を同課が行う。

- 2 パソコン、ノートパソコン、タブレット、ディスプレイ、カメラ等については、学術情報・地域連携課が管理台帳へ記録し、購入年度の次年度に管理台帳に基づき現物確認を行う。
- 3 切手・図書カード等については、使用目的と配布・送付先一覧を研究者は学術情報・地域課に提出を行う。

（取引業者からの誓約書提出）

第8条 前年度の取引金額が一定額以上（原則として年100万円以上）及び現物による物品検収ができない取引業者等から定期的に誓約書の提出を求める。

（リスクアプローチ監査）

第9条 競争的研究資金の不正リスクに対して、重点的にサンプルを抽出し、抜き打ち等を含めたリスクアプローチ監査を実施する。

- 2 リスクアプローチ監査は、次の各号の内容を調査する。
 - （1）出張者へのヒアリングを含めた実態調査
 - （2）研究補助員へのヒアリングを含めた実態調査
 - （3）物品等の現物確認
 - （4）取引業者への納入実態調査
 - （5）その他不正防止に関する必要な調査

3 リスクアプローチ監査は、学術情報・地域連携課が担当する。

（内部監査）

第10条 競争的研究資金の執行・管理及び事務処理手続きについて内部監査を実施する。

2 内部監査の実施については、学校法人羽衣学園法人事務局長が担当する。

（告発窓口）

第11条 学内外からの、研究者等の公正な研究活動、並びに競争的研究資金の不正に関する告発及び情報提供の受付窓口を学校法人羽衣学園法人事務局に置く。

（不正行為）

第12条 最高管理責任者は、研究者等の研究活動の不正行為、又は競争的研究資金の不正使用が発生する要因を把握し、防止策を講じなければならない。

2 不正行為が発生した場合は、「研究活動の不正行為に関する規程」に基づき、調査を行う。

（疑義の裁定）

第13条 この規程の施行に際し、疑義が生じた場合には学長の裁定による。

（規程の改廃）

第14条 この規程の改廃については、企画運営本部会議の意見を聴き、学長が決定する。

附 則

1 この規程は、平成28年10月1日から施行する。

2 この規程の制定に伴い、「羽衣国際大学公的研究費・委託研究費等の管理・監査のガイドライン内規」（規程番号791-02）は廃止する。

附 則

この規程は、令和4年5月10日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年6月1日から施行する。